

広島県告示第九百八十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第三十六条の規定によって、次のとおり特別保護指定区域及び指定期間を指定する。

令和六年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

呉市下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町及び豊町地内の齋島周辺鳥獣保護区特別保護地区（令和六年広島県告示第九百八十一号で指定）の区域

二 期間

齋島周辺鳥獣保護区特別保護地区の存続期間（令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで）のうち、毎年十二月一日から翌年四月三十日まで